

# “建築物における駐車施設の附置等に関する条例”

——市役所からのお知らせ——

本市では、建築物の新増築などを行う際に駐車施設の附置を条例で義務づけた「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(昭和42年4月1日(市条例第11号)制度より、平成19年1月22日改正)を定めておりますのでお知らせします。なお、条例・規則は、岡山市のホームページに掲載してあります。

この条例の主な内容は次のとおりです。

瀬戸支所は、平成19年7月22日から適用

## ■ 適用地区はどこですか？

- ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域(都市計画で定められた地域地区)
- ② 周辺地区、自動車交通ふくそう地区

## ■ 対象となる建築物は？

- ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域では  
(特定用途の延床面積+非特定用途の延床面積×3/4)が1,500㎡を超える建築物
- ② 周辺地区、自動車交通ふくそう地区では  
特定用途の延床面積が2,000㎡を超える建築物

### ※ 特定用途とは

駐車需要を発生させる程度の大きい建物用途で、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、百貨店その他店舗、事務所、体育館、病院、卸売市場、倉庫、工場です。

### ※ 非特定用途とは

特定用途以外の用途です。

## ■ 附置義務台数の算定方法は？

- ① 新築で延床面積が6,000㎡以上の場合

適用地区	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域		周辺地区、自動車交通ふくそう地区	
用途	特定用途		非特定用途	特定用途
	百貨店その他店舗、事務所	左記以外の特定用途		
必要台数	$\frac{\text{延床面積}}{150\text{m}^2}$	$\frac{\text{延床面積}}{200\text{m}^2}$	$\frac{\text{延床面積}}{400\text{m}^2}$	$\frac{\text{延床面積}}{200\text{m}^2}$

② 新築で延床面積が 6,000 m<sup>2</sup>未満の場合

- ・ 延床面積が 6,000 m<sup>2</sup>未満の建築物は、①で求めた数値に以下の式を乗じて得られた台数（小数点以下は切上げ）を必要台数とします。

駐車場整備地区、商業・近隣商業地域	周辺地区、自動車交通ふくそう地区
$1 - \frac{1,500\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{延床面積})}{6,000\text{m}^2 \times (A) - 1,500\text{m}^2 \times \text{延床面積}}$ <p>A : (特定用途の延床面積 + 非特定用途の延床面積 × 3/4)</p>	$1 - \frac{6,000\text{m}^2 - \text{延床面積}}{2 \times \text{延床面積}}$

③ 増築・用途変更の場合

増築・用途の変更の前後で、それぞれ新築したと仮定して、必要台数を計算し、その差を求めます。ただし、既存の建物の附置必要台数を調査する必要があります。

$$\text{必要台数} = (\text{増築等の後の必要駐車台数}) - (\text{増築等の前の必要駐車台数})$$

(延床面積が、6,000 m<sup>2</sup>以上の建築物については①で算定すること。)

また、延床面積が、6,000 m<sup>2</sup>未満の建築物については、②で算定すること。)

④ 事務用途部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超える建築物は、以下のように算定して得られた面積を延床面積とみなし、①にしたがい必要台数を算定します。

- ・ 10,000 m<sup>2</sup>を超え、50,000 m<sup>2</sup>以下の部分の対象床面積に 0.7 を乗じます。
- ・ 50,000 m<sup>2</sup>を超え、100,000 m<sup>2</sup>以下の部分の対象床面積に 0.6 を乗じます。
- ・ 100,000 m<sup>2</sup>を超える部分の対象床面積に 0.5 を乗じます。

(例) 80,000 m<sup>2</sup>の事務所の場合

$$\begin{aligned} \text{延床面積} &= 10,000 \text{ m}^2 + (50,000 \text{ m}^2 - 10,000 \text{ m}^2) \times 0.7 + \\ &\quad (80,000 \text{ m}^2 - 50,000 \text{ m}^2) \times 0.6 = 56,000 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

■ 車路について

有効幅員 5.5m（一方通行のものにあつては 3.5m）以上の車路により幅員 4m以上の道路（建築基準法第 42 条第 1 項に規定するもの）に接続すること。

■ 駐車マスの大きさは？

- ① 2.5m 以上 × 5.5m 以上 （普通自動車用） —— 算定台数の 30%以上
- ② 3.3m 以上 × 6.0m 以上 （車イス利用者用） —— ①の内 1 台以上
- ③ 2.3m 以上 × 5.0m 以上 （小型自動車用） —— 算定台数の 70%

※ 普通自動車用を先に算定して下さい。（残りの台数が小型自動車用となります。）

※ マスは 1 台ごとに白線等で明確に表示すること。

■ 質問があれば

この条例に関してのご質問は、下記まで御連絡下さい。

岡山市都市整備局 都市・交通部 市街地整備課 計画・指導係

電話：(086) 803-1383